平成２１年（フ）第３１６６号
千葉県八千代市村上団地２－８－1101、住民票上の住所東京都杉並区永福１丁目27－15－201
破産者　青山　善明（旧名泰祥）
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１６７号
千葉県八千代市米本2218－26－１－198、住民票上の住所千葉県白井市根1054－30
破産者　小川　敏子
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１７６号
東京都港区三田３丁目４番18号
破産者　有限会社ヴィットプランニング
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１７７号
東京都大田区久が原１丁目６－８－606
破産者　西山　恭明
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１７８号
東京都大田区久が原１丁目６－８－606
破産者　西山千鶴子
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１８７号
東京都小平市たかの台27番９号
破産者　有限会社ヒューチュアコンサルティング
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１９４号
千葉県松戸市常盤平２丁目26番地の２
破産者　株式会社エル・ドラド
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１９６号
東京都品川区南品川５丁目10－11　石田方
破産者　瀬田　順子
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１９８号
東京都板橋区蓮沼町63－13　プレステージ蓮沼第二－202
破産者　瀧川　泰治
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２０８号
東京都世田谷区八幡山３丁目24－14－303
破産者　新井　　光
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２１０号
東京都中央区日本橋箱崎町１番７号
破産者　株式会社ケイズ・ネットライン
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２１１号
千葉県松戸市高柳新田203－18
破産者　菅　　恭二
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２３７号
東京都大田区田園調布本町46－５
破産者　進藤　平太
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２４３号
東京都港区赤坂２丁目12番30号　パークアクシス溜池山王
破産者　エンテオス株式会社
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２４４号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目８－55－501
破産者　霜竹　弘一
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２５１号
千葉県千葉市稲毛区園生町407番地８
破産者　有限会社プリズムコート
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２７９号
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号
破産者　有限会社湖宮門
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２８０号
東京都新宿区大久保２丁目３－６－305、開始決定時の住所東京都新宿区大久保２丁目６－18－1001
破産者　韓　　銀洙
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２８１号
東京都新宿区大久保２丁目３－６－305、開始決定時の住所東京都新宿区大久保２丁目６－18－1001
破産者　保坂　　享
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４７２号
福島県福島市鎌田字卸町15番地の４
破産者　株式会社丸正
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４７３号
福島県福島市鎌田字卸町15番地の４
破産者　株式会社薮内興産
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４７４号
東京都町田市金井６丁目29－９
破産者　佐藤　哲夫
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部